

## 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 へ

郵便番号	224-8502
(ふりがな) 住所	かながわけんよこはましつづきかがはら 神奈川県横浜市都筑区加賀原2-1-1
(ふりがな) 法人名称	きょうせらかぶしきがいしゃ 京セラ株式会社 ききけんきゅうかいほつほんぶ 機器研究開発本部
(ふりがな) 代表者氏名	じんのじゅんいち (本部長) 神野 純一

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全ページ			<p>マルチメディア放送の実現に向けて、携帯電話端末メーカーとしてお客様へ新たな価値を提供する環境づくりができるものと期待しております。本報告書では、複数の技術方式を国内規格とすることや競争環境の整備に配慮されており、基本的に賛成致します。</p>
41 ページ	7 行	<p>エ 端末の普及の施策 (前略)</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取り組みを促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」(「新型コミュニティ放送」を含む。)及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。</p>	<p>技術方式については、方式の同一性に重点を置くのではなく、お客様のニーズに最も適した技術方式が選択されるべきであると思われます。また、異なる技術方式であっても、お客様のニーズを正確に捉えた製品やサービスを提供することで、端末の普及は進むと思われます。</p>

45 ページ	4 行	<p>イ「全国向け放送」について (前略)</p> <p>こうしたことを勘案すると、「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響が免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なリスクを勘案した上で事業を行うおとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。</p> <p>他方、現在検討対象となっている技術方式(注)については、基本的に技術的な優劣はなく、これにより実現できる放送に差はないと考えられ、上記(2)のとおり、諸外国でも基本的に複数方式を導入している例は少ない等の事情もある。</p> <p>こうしたことからすれば、複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。</p>	<p>携帯電話端末メーカーとしましては、消費電力が大きいことによる視聴時間の短さや良好に視聴できるエリアの狭さなど、現状での課題を克服できる方式を選択し、お客様の利便性を改善することによって端末そのものの魅力を向上させ、端末の普及を促進したいと考えます。そのためには、海外で採用される方式も含め、複数の技術方式を国内規格としていただき、選択の幅を残すことが適当と考えます。</p>
--------	-----	--	--

47 ページ	5 行	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>「比較審査の項目」を検討するに当たっては、例えば、次のようなことが参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「受信端末の費用」に関して、本懇談会がロイヤルティについて、関係の事業者等にヒアリングをしたところ、各技術方式間で、その考え方や料率等について、一定の差異が認められた。</li> <li>・「利用者の利益の確保」等に関して、次により受信端末の一層の普及が実現するとの考え方がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 携帯電話端末へのコストインパクトができる限り軽減できること。</li> <li>- V-LOWとV-HIGHの技術方式の整合性が確保されること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>V-LOW と V-HIGH の両方式については、方式の整合性に重点を置くのではなく、お客様のニーズに最も適した技術方式が選択されるべきであると思われます。また、携帯電話端末メーカーとしましては、消費電力が大きいことによる視聴時間の短さや良好に視聴できるエリアの狭さなど、現状での課題を克服できる方式を選択し、お客様の利便性を改善することによって端末そのものの魅力を向上させ、端末の普及を促進したいと考えます。従いまして、端末普及の観点からは両方式の整合性を確保する必要はないと考えます。</p>
48 ページ	2 行	<p>1 全体</p> <p>2011年7月以降、速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、総務省及び関係者においては、本報告書の提言を踏まえ、直ちに、制度面・技術面の双方に係る具体的な検討を開始することが求められる。</p> <p>この検討については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 2009年中に、事業者の参入のための条件整備を行うこと、</li> <li>② 2010年半ばを目途とし、サービスを提供する事業者を確定させ、受信端末の開発・製造等の対応、送信設備の設置をはじめとする無線局の工事等の期間を確保すること(注)、が必要であると考えられる。</li> </ol>	<p>2010年半ばにサービス提供事業者が確定し、そのサービス提供事業者によって技術方式が選択されることとなれば、2011年7月以降のサービス開始までに1年強の日程となります。携帯電話端末メーカーとして新規の技術方式を商用化するためには、多くの開発費用と検討期間を必要とします。1年強という短時間で端末を開発することはできないため、サービス業者確定前に何れかの技術方式に特化して開発を行うこととなり、大きなリスクを抱えることとなります。携帯端末向けマルチメディア放送サービスの早期導入のためには、サービス提供業者の確定時期をできる限り早期に実施する必要があると考えます。</p>